

令和7年度 第2回 自転車の活用推進に向けた有識者会議

次期計画のビジョン(案)





修正 (案)

誰にとっても安全・快適に自転車を活用できる環境の実現により、
自転車交通の役割を拡大し、
人と地域が調和した持続可能で豊かに暮らせる社会を目指す

- 自転車とは
① 自転車は、単なる移動手段ではなく、人と人、人と地域をつなぎ、生活の質を高める交通手段であり、インクルーシブな社会を形成し地域の持続可能性を支える社会基盤となり得るものである。自転車が、戦後復興期から現代に至るまで人々の暮らしを支えてきたなかで、日本は世界有数の自転車利用国となっており、自転車関連の産業基盤も国内に厚く存在している。
- 利用環境・交通安全
② 自転車の活用を進める基盤は、歩行者と自転車、自動車が調和し、誰にとっても安全で快適な走行空間と、ルール遵守等による交通安全の確保である。ハード・ソフト両面からこれらの施策を一体的に推進し、自転車社会を持続的に発展させることを目指す。
- 移動環境・人中心
③ 自転車に乗ることと歩くことは、「アクティブモビリティ（人力による移動手段）」とも定義され、人中心の移動体系を構成する両輪である。自転車活用をまちづくりや交通政策と一体的に捉えることで、人力による移動の自由を広げ、車に依存し過ぎない地域交通ネットワークの形成や、子どもが安心して通学し、高齢者が自立して外出できる環境の形成を図り、歩く・乗る・集うが調和した人中心のまちづくりの実現に寄与することを目指す。
- 健康
④ 自転車をはじめとする身体活動やスポーツは、健康長寿社会の実現にも寄与する。日常の移動やスポーツに自転車を積極的に取り入れることで、あらゆる世代で自転車を「健康のインフラ」として機能させることを目指す。
- 脱炭素・GX
⑤ 脱炭素社会の実現においても、自転車は重要な役割を果たす。自転車は、短距離移動の脱炭素化を最も効率的に進める手段であり、公共交通、徒歩等とのベストミックスを実現することで、環境負荷の低い持続可能な社会を構築し、自転車を基点としたGX（グリーン・トランスフォーメーション）を目指す。
- ツーリズム・地方創生
⑥ 自転車は、地域の観光・交流の推進にも貢献する。サイクルツーリズムを通じて、滞在型・回遊型観光を促進することで、地域の経済循環を生み出すことを目指す。また、観光地において、自転車が環境負荷や交通負荷の少ない移動手段として公共交通とともに活用され、持続可能な観光地経営に貢献することで、地域資源を守りながら人の流れを生み出す、新たな地方創生に寄与することを目指す。
- 2030年(政策的な交通手段)
⑦ 2030年には、自転車を徒歩や公共交通とならぶ重要な交通手段の一つとして確立し、安全・安心・快適に利用できる基盤の整備や自転車の安全利用の更なる促進、公共交通との連携の強化等を通じて、自転車がその役割を拡大し、都市でも地方でも、生活の自然な選択肢として根付き、多くの国民が安全・安心に楽しく移動し、健康で豊かに暮らせる持続可能な社会を目指す。地方公共団体においては、環境・健康・観光・教育等の各分野において、地域に応じた優先課題を明確にした施策が展開されることで、自転車が「まちの質を高める政策的な交通手段」となることを目指す。

前回の主なご意見への対応

- ・ウォーカブルの視点への配慮
- ・自転車に乗れない人・乗らない人への配慮
- ・対象の明確化（優先順位）への配慮
- ・健康長寿社会への貢献への配慮
- ・日本の歴史・特徴への配慮
- ・自治体の機運醸成、前向きさへの配慮（文章全般で表現）

前回

誰もが安全・快適に自転車を活用できる社会を実現し、
自転車活用を通じて持続可能で活力ある地域と暮らしをつくる

- ① 自転車は、環境にやさしく、自転車に乗ることは健康づくりに寄与し、また、災害時には機動的な移動手段になる等、様々な特性を有する。また、利用目的も買い物や通勤・通学等の日常生活に加えてサイクリングや観光など幅広く、子どもから大人まで利用できる、極めて身近な交通手段である。
- ② 我が国が目指すコンパクト・プラス・ネットワークの推進に合わせて、それぞれの地域における公共交通や自転車を活用したベストミックスを図りながら、交通における自動車への依存の程度を低減させることは、道路交通分野における脱炭素化を着実に進め、人口減少・高齢化社会における「地域の足」・「観光の足」として、誰もが自由に移動・交流でき持続可能で活力のあるインクルーシブな社会の実現に寄与し、全国にわたる地域活性化や、国民一人一人のウェルビーイングの向上につながるものとなる。
- ③ こうした、誰もが安全・快適に自転車を活用できる社会を実現させることは、自転車活用を通じて、持続可能で活力ある地域と暮らしをつくることにつながるものである。
- ④ 2030年においては、「人中心の社会」への転換を図り、我が国における自転車を『徒歩や公共交通と並ぶ重要な交通手段』の一つとして位置づけ、モビリティとしての自転車の役割拡大を図るとともに、安全、快適に利用できる基盤整備や自転車の安全利用の更なる促進、公共交通との連携の強化等を通じて、日常から非日常の移動において、多くの国民が、より安心・安全で快適に、そしてより楽しく自転車を活用できるようになることを目指すものとする。